

2018年6月定例会 本会議質問と当局答弁

2018年6月6日（水）

◎高橋都議員 一般質問（30分）

- 1、土砂災害警戒区域の対策について
- 2、北九州市奨学金返還支援事業について

高橋議員への答弁



- 北橋市長（奨学金の返還支援事業について）
- 建設局長（土砂災害警戒区域について、県に早急な対応を求めること）
（藤松市民センターそばの高齢者施設の階段について）
- 企画調整局長（奨学金返還事業について）

＝以下は、第二質問以降のやり取り＝

- 高橋議員 奨学金返還支援事業に関して
- 企画調整局長の答弁
- 高橋議員 毎年300名、300名ということで区切っていくということですね。
- 企画調整局長の答弁
- 高橋議員 土砂災害警戒区域の対策について
- 建設局長の答弁
- 高橋議員

2018年6月定例会 本会議質問と当局答弁

2018年6月6日（水）

◎高橋都議員 一般質問（30分）

日本共産党の高橋都です。会派を代表して一般質問を行います。

はじめに土砂災害警戒区域の対策についてお尋ねします。

平成29年度、本市では急傾斜地状況調査が行われました。今回の調査は、市内の急傾斜地の土砂災害警戒区域827箇所のうち、福岡県による急傾斜地崩壊対策事業の対象になり得る箇所として国の補助要件に該当する大規模急傾斜地の抽出を行い、その最新の状況を把握し、あわせて国の補助要件に該当しない小規模な箇所の状況も把握するものです。

県が警戒区域を指定する際に用いた「基礎調査の資料」と「最新の住宅地図」などを元に調査を行った結果、自然崖で、高さ10m人家10戸以上の大規模急傾斜地は、平成14年の調査で97箇所だったのが190箇所に、自然崖で、崖の高さ5m人家5戸以上の小規模急傾斜地は同じく94箇所が222箇所と増えています。また、土砂災害警戒区域が調査時点の827箇所から年度末には835箇所とさらに増えています。

本市は、この調査結果を県と共有し、大規模急傾斜地については県に予算確保と早期実施について一層の働きかけを行い、小規模急傾斜地については、規模にかかわらず法に基づき県が実施すべきと考えており、引き続き小規模急傾斜地崩壊防止工事の実施について、県との協議を継続するとあります。

今まで相談から工事完了まで5年から10年要していた事業が、今回の調査により県事業の確認や判断が迅速になるとの事です。

今回の調査で、大規模急傾斜地と小規模急傾斜地とも約2倍に増えています。昨年7月豪雨では、人的被害はなかったものの崖崩れは120箇所と多く未だに復旧工事がされずにブルーシートがかけてあるところがあります。梅雨入りし、昨年のような豪雨や地震でもあれば被害が大きく広がるのではと危惧されます。

本市は小規模急傾斜地については規模にかかわらず県が実施すべきと考えているとのことですが、昨今の異常気象や土砂災害警戒区域も増えていることを考えるとハード事業は県、ソフト対策は市が行うというスキームでいいのでしょうか。

一昨年、私もわが党市議団と共に広島市安佐南区に視察にいきましたが、山肌に残る土砂災害の爪痕とまだ復興途中の現場に被害の甚大さを痛感しました。

広島市では、ソフト対策だけでなくハード事業に市費を投入し、国や県の事業で実施できないところに手だてを講じています。高さ10m以上、人家10戸以上は広島県が事業主体ですが、高さ5m以上、人家5戸以上、事業費100万円以上は、広島市が事業主体で県と2分の1ずつ負担して実施しています。

この事業は広島市だけではなく、ほかの政令市では千葉市、静岡市、浜松市でも同様に市が事業主体となり市費を予算計上しています。

福岡県は本市の砂防関係事業予算として毎年3億円以上確保し整備を進めていますが、整

備完了数は毎年3箇所程度ですからこのままだと約300年かかることとなります。県への早急な整備事業と予算の増額を求めるとともに、本市主体で整備事業を具体化し独自予算を確保すべきと考えますが、今回の調査結果を踏まえての本市の見解をお尋ねします。①

次に昨年の9月議会で、私は危険な予定避難所の見直しを求めました。大雨の度に山から土砂と水が住宅地に流れ込み、浸水や鉄砲水の被害がでる上藤松地域の予定避難所が、この度大翔館高校が予定避難所として開設されることになったことは大きな前進だと思います。また、藤松市民センターの横の階段上にもグレーチングが設置され排水パイプ設置工事も行われました。しかし、そのそばにある高齢者施設の横の階段は大雨が降ると上から滝のように雨水が流れてきます。水は山の上から流れてきます。根本からの対策が必要と考えます。原因となる箇所の擁壁工事や途中の側溝整備を急ぐべきです。見解をお尋ねします。②

次に北九州市奨学金返還支援事業についてお尋ねします。

本市は、多様なニーズに対応した人材育成と就業支援の推進の中で、「北九州市内の企業で中長期的に活躍し、本市の産業を担う人材を全国から確保・育成することを目的に、市内企業への就職と定住を条件に奨学金の返還を支援する。」として「北九州市未来人材支援事業」に約7000万円、また「地元就職者数の増加を図るため、市内大学へアドバイザーを派遣し、市内大学生と奨学金返済支援認定企業などの市内企業とのマッチングを支援する。」として新・「**地元就職力アップ**」大学支援事業 に1,000万円を計上しています。

「奨学金返還支援事業」とは、市が認定する市内企業等に①幹部候補の職

②保育士・幼稚園教諭、介護福祉士（資格取得予定者含む）の職で正社員として就職予定の方で、就職後、市内に居住することを条件に、就職2年目～4年目に、年間最大18万円を3年間（最大54万円）補助するというものです。

平成29年度は、定員300人に対し、301人の応募で交付対象者は224人で、また認定企業は270社です。

本市の人口減少、特に若い世代の社会動態にみる転出増加の問題は深刻です。北九州市雇用政策課調査で「北九州地域の大学等3月卒業者の年別地域別就職先」によると平成26年に北九州市内に就職したのは、大学等22.8%、高専・短大等49%、高校60.7%です。また、北九州市立大学の平成29年度大学卒業生で北九州市内への就職者数は21.4%の233名です。

一方、「お金の心配をしなくて学べる社会」とは程遠く、高い学費により、多くの学生がアルバイトをし、約2人に1人が奨学金を借りています。しかもそのほとんどは貸与制で、卒業と同時に奨学金という借金を背負う状況です。

しかし、本市の奨学金返還支援事業はこうした若者の置かれた困難な状況に対して極めて厳しい条件となっています。

その立場から3点お尋ねします。

まず一点目に職業を限定せず、高校生にも対象を広げ、もっと広く周知すべきです。答弁を求めます。③

二点目に、認定企業が現在290社に増えたそうですが、それでもまだ少なすぎると思います。ある方が「この中から選ぶ事は厳しい。3年で54万円を支援してもらっても、仕事はよほどのことがない限り一生続けると思うとやはり行きたい企業を選ぶかな。」と言われていました。

認定要件として（1）市内に本社または採用権限のある主要事業所を置く中堅・中小企業（2）新卒者の採用予定数を確保できていない企業（3）北九州市新成長戦略に資する活動を行っている企業（4）新卒者を正規雇用で採用する等の企業です。（1）～（4）の全てに該当する企業が対象となっていますが、実際の認定企業が少ないことに対してどのように対処しようと考えていますか。また目標企業数はどのくらいに設定していますか。見解を求めます。④

最後に、返済支援の拡充です。佐世保市では年間返還額の最大3分の2を10年間支援しています。山形県では26000円を奨学金貸与月数分支援しています。多くの学生が卒業後に借金返済に苦しめられ、結婚もできないという話も聞いています。若い世代の定住・移住促進を図るのなら、本市ももっと支援の拡充をするべきです。答弁を求めます。⑤

高橋議員への答弁

■北橋市長

（奨学金の返還支援事業について）

この事業は、本市の地方創生推進の一環として、大学新卒者など優秀な人材の確保を目的に、市が認定する企業への就職、そして市内定住を条件に、学生が抱える奨学金の返還を、最大54万円支給するものであります。

この返還支援事業の財源には、市の出捐（しゅつえん＝金品を出して人を救うこと）と、民間企業の寄付による未来人材支援基金を設置しております。この対象となる職種は、本市の産業戦略である北九州市新成長戦略に資する活動を行っている企業において、その成長を担う総合職、研究開発技術職など、中核人材となる職種に加え、本市の重要な政策に必要な保育士、幼稚園教諭、介護福祉士にも対象といたしました。

この事業の対象者については、本市の社会動態は、大学新卒者世代である20代の転出超過が最も多いこと、また市内大学生の市内就職希望率は、約31%ですが、実際の市内就職率は、約22%と、約10ポイントのギャップがあること、また国の地方創生支援モデルでも、地域の産業で中核を担う大学生などが、対象者の要件であること、などから大学等の新卒者といたしました。

周知拡充であります。平成30年度の学生募集にあたりましては、前年度の学生の応募実績を踏まえ、九州はもちろん、首都圏、関西圏の大学訪問を行い、全国の大学へのポスター、チラシの送付を大幅に増やし、446カ所を721カ所といたしました。また新たな取り組みとしてCM動画の放映、SNSでの発信、福岡市内での広告などを進めてきました。その結果平成30年度の応募状況は、6月1日時点で205名。これは新政庁枠が180名、少子高齢化対応枠が25名、これを受け付けており、昨年の173名に比べると32名の増となっております。また市内就職の受け皿となる認定企業については、市内企業に広く呼び掛けた結果、当初の60社から290社まで拡大しております。応募者も認定企業も前年度より増えております。

認定企業の目標数は設定しておりませんが、市内企業を支援する業種である、公務、学校教育、経済団体、金融保険業を除く、本市の新成長戦略に資する企業などに引き続き認定企業の登録を積極的に働きかけてまいります。

今年度はさらに認定企業の求める人材と、企業の魅力や強みに精通したアドバイザーを、市内大学に派遣する事業を実施し、交付候補者と協定企業を直接、確実に結びつけることで、昨年度を上回る交付対象者を目指してまいります。

今後も奨学金返還支援事業の一層の周知を進め、昨年度を上回る奨学金返還の交付対象者の増を目指して、社会動態の改善に向け、本市の地方創生を推進してまいります。

■建設局長

（土砂災害警戒区域について、県に早急な対応を求めること）

土砂災害警戒区域についての二つの質問についてお答えします。

まず、県へ早急な整備事業と予算の増額を求めること、本市主体で整備事業を具体化し、独自予算を確保すべきというご質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊防止工事は、原則として土地所有者や管理者、または占有者が適切に行うべきでございますが、一定の条件に合致するものにつきましては、法律に基づきまして、福岡県が整備することとなっております。

県は、これまでに本市において、84カ所で事業を完成させるとともに、今年度も12カ所で事業を実施しております。

昨年7月豪雨による崖崩れ120カ所についても、県と市で調査を行ったところ、土砂災害警戒区域に含まれるのは11カ所でございます。このうち1カ所が急傾斜地事業の対象となりました。現在県が事業化に向けて用地の調査中でございます。またその他は、人工崖のため、事業対象外のカ所や所有者により対策が実施されたこと、治山事業による対策カ所などがございました。ご質問のように、今回本市が行った急傾斜地状況調査は、土砂災害警戒区域827カ所のうち、自然の崖で被害を受ける恐れがある人家が5戸以上など、県の対策工事の対象となりうるカ所とその最新状況の把握を目的とするものでございます。調査結果では、区の補助要件に該当します大規模急傾斜地が190カ所、要件に該当しない小規模急傾斜地が222カ所となっております。今回の調査により、地元要望に迅速かつ円滑に対

応できるとともに、人家戸数や要配慮者施設の有無などから優先順位を示し、県との協議が行えるようになるなど、よりきめ細やかな対応ができると考えております。

今後も本市としましては、急傾斜地防止崩壊防止工事は、今回の調査結果をもとに、基本的には規模が大きく、危険性が高いカ所から県へ要望し対策を図って参ります。

また小規模急傾斜地につきましては、4政令市が自ら事業を行っていますが、政令市がございませ道府県におきましては、15のうち13の道府県が自らの事業として工事を実施しております。

本市としては、国の補助要件に該当しない小規模急傾斜地についても、他の道府県が実施しているように、県が主体となって行うものと考えておりまして、市が事業費の一部を負担する事業手法について、県と協議を行っているところでございます。

いずれにしましても、土砂災害の防止対策は、住民の生命、財産を守るために非常に重要な施策と認識しておりまして、事業を継続して推進するためには、さらなる予算の確保が重要でございます。本市はこれまでも県に対し、地元と市による要望書の提出や、県土整備事務所との事務連絡協議会での協議、福岡県に対する提案書における最重点項目としての提案など、様々な機会を通じて、対策工事の早期実施を働きかけてまいりました。また毎年行う国に対する提案書におきましても、事業採択要件の緩和など、財政措置の充実を要望しております。

今後とも今回の調査結果も加えたうえで、国や県に対して、しっかりと要望してまいりたい、このように考えております。

（藤松市民センターそばの高齢者施設の階段について）

続きまして、藤松市民センターのそばにある高齢者施設横の階段の対策についてでございます。

藤松市民センター南側周辺の道路は、民間の宅地開発で整備された、幅員3.5mから5mの私道でございます。これらの私道には、側溝が設置されておりますが、大雨の際には山側からの市民センターや、その近くにある高齢者施設に付近に集中し、処理できずにあふれているものと推測されます。その対策としましては、議員ご提案の側溝の改修などが考えられます。

しかしながら私道における対策については、所有者自身がおこなうこととなっております。市が行う場合は、市道に認定することが前提となります。当該私道は、過去に市道としての管理について相談を受け、市道認定にかかる土地所有者の承諾についての助言、などの支援を行いました。その後地域と土地所有者のとの協議が行われましたが、合意形成が図られず、市道認定には至らなかったという経緯がございます。

また議員ご提案の擁壁工時につきましては、当該箇所が民有地である場合には、その工事は所有者が行うことが原則となっております。今後その有効性や土地の所有者などを調べ、市が施工すべきか、判断したいと思っております。

一方市が管理する道路につきましては、これまでも対策を行ってきております。ご質問の在りました、市民センター横の市が管理する階段につきましては、昨年7月の大雨の際、

雨水が民地内のマスを越流しまして全面道路にあふれてきたことから、排水対策としてグレーチングや排水パイプを設置いたしました。高齢者施設の横の階段における排水対策につきましても、管理者としてどのようなことができるか、改めて地元の方々と協議させていただきたいと考えております。

■企画調整局長

(奨学金返還事業について)

奨学金返還事業のうち、残りの2点について、お答え申し上げます。

まず高校生にも対象を広げることについてであります。

高校生につきましては、一定の条件で国が授業料相当額を学校設置者に交付し、授業料負担が実質的に免除されているなど、大学生に比べ、手厚い就学支援がなされております。

また市内高校で就職を希望する生徒のうち、市内企業を希望しておりますのは約67%ありますが、ほぼ同じ割合の生徒が実際に市内の企業に就職しております。このようなことから高校生はこの事業の対象とはしておりません。

ただ、高校生の市内就職の促進も重要な課題であると認識をしております。高校生を対象に地元の企業や仕事の魅力を伝える「北九州ゆめ未来ワーク」や、市内の魅力、地元の企業を紹介しました、学生向けの冊子の作成など、市内企業などの情報発信を進めて居るところであります。

次に奨学金返還支援の拡充についてでございます。

議員から他の自治体の事例の紹介をいただきましたが、事業振興や農林水産業の振興など、それぞれの自治体で政策要求に沿って、対象要件や支援内容が設定されておまして、実際の応募者数を見ますと、決して多くない、というところもあるようでございます。

本市の奨学金支援事業につきましては、奨学金返済の負担軽減を図るもので、日本学生支援機構が想定をします奨学金の返済プランであります、毎月15000円、年間18万円を3年間、総額54万円を支援することとしております。補助金の交付期間は、3年間は入社後2年から4年目の給与の少ない時期の負担軽減と、早期離職の防止、ということを考えているものでありまして、対象者の300名はできるだけ多くの方に利用していただく、ということ想定し、制度設計をしたものでございます。今回対象となる応募者や認定企業が増加し、一定の効果が表れてきていることから、支援の拡充ということは、今考えてはございません。

今後も現行の制度の枠組みの中で、この事業を進めることで交付対象者をさらに増やし、若者の社会動態の改善につなげてまいりたいと考えております。

==以下は、第二質問以降のやり取り==※議員の発言は、基本的に要約。

●高橋議員

それではあまり時間はありませんが、奨学金返還支援事業に関して、定員300人に対して、交付対象者224名ということですが、枠としてはまだ76名枠があるわけですが、これは

翌年に繰り越すのか、それとも2次募集を考えているのか。

■企画調整局長

議員が言われました224名といたしますのは、昨年度の実績でございます。毎年300名ということで募集をかけております。で、今年につきましても市長方からご答弁申し上げましたが、300名に対して、今205名という応募の状況でございます。昨年から増えてはおりますが、まだ300の定員に達しておりません。これにつきましては、まだ就職の期間がございますので、それを延長していきながら、300名に達するまで募集を延長したい、という風なことで考えております。

●高橋議員

それでは、300名ということで、それに満たない場合は、そのまま予定は増やさないということで（繰り越さない）、毎年300名、300名ということで区切っていくということですね？枠を増やさないということで考えてよろしいか。

■企画調整局長

29年度の繰り越し分というお尋ねかと思いますが、その繰り越し分につきましては、実際に事業自体が市の出演と企業さんからの寄付金ということで財源が構成されております。現在、その企業さんからの寄付金も集める努力をしておりますけれども、当面は毎年毎年300ということでいま考えておりますが、実際に応募者が増えてきたときに、そこはまた判断したいと考えております。

●高橋議員

高校卒業して約8割が、大学・短大・専門学校など高等教育機関に進学していますけれども、大学の学費は国公立ともに上昇し続けております。返済浮揚の奨学金というのは住民税の非課税世帯や生活保護世帯と言って、経済的にきびしい家庭の子供たちに限られて、最も多く学生が利用している日本学生支援機構の貸与式奨学金というのは、実質学生ローンになっているような状況です。借金を抱えて卒業する多くの学生にとってこの奨学金返還事業というのは、大変魅力的だと思う。ぜひ枠を広げていただきたいということを要望しておきたい。本市にとっても定住移住促進につながるし、企業にとっても雇用促進につながる。三つ巴で計画がされているかと思う。そうなるとともにどうしても、枠が、条件が厳しくなるということを考えると、やはりそれぞれの要件に合うような、全体として条件、支援の拡充、というのを考えていただきたいということを要望しておきたい。

次の土砂災害警戒区域の対策についてお尋ねする。

昨年7月、豪雨による崖崩れがあったが、120カ所と言われていた。先ほど土砂災害警戒区域も11カ所ということだったが、その中で私有地、14カ所を除いた残りの106カ所の民地で工事完了が39カ所、指導中が51カ所、未着手が16カ所あるとお聞きした。その未着

手の中に、危険と思われる個所はどのくらいあるかと尋ねたら4~5カ所あると聞いた。その対策を聞いたら、注意喚起の呼びかけをするといわれていた。そのソフト対策だけでよいのか。ハード面の対策を行うべきではないか。ぜひこの対策についての計画を聞きたい。

■建設局長

例えば、私どもが持っているような、法律で定められたような要件に当たるものがあるれば、我々も手が出せます。ただし今はまだ、なかなか今あのおう、これ全国的だと思うんですけども、そのほか民有地が持たれているところ、ま小規模、ほんの1件、2件が壊れた時にどうするかっていうところは、みんなが悩んでいろんな、良い方策ないかということで、考えているところでございます。当然ながら、我々の中で、法律の中でしっかりとこう定めて県なり、国なりがやっていただけたところにしましては、我々もしっかりと入ってソフトで入って、ハードにつなげていきたい。こういう風に考えています。

●高橋議員

やはりスピードアップというのが大事。6月に入って梅雨入りしたので、危険だと思われるところの対策、これも計画的に進めるべきだということ要望しておく。

大翔館高校が予定避難所として最初に開設されるということを知ったのは、私は4月だった。しかし藤松地域の方は6月の会報で知らされた。町内会に入っていない方も含めて、地域の方すべてに知らせるべき。ソフト対策を充実するなら、もっと早い通知をお願いしたい。以上で質問を終わります。